

厚生常任委員会会議録

令和6年7月17日

場 所 第1委員会室

令和6年7月17日(水曜日)

午前9時58分開会

審査・調査事項

- 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査
- その他報告事項
 - ・令和5年度児童相談所における児童虐待相談対応件数について
 - ・令和5年度ヤングケアラーの実態に関する調査の実施状況について

出席委員(6人)

委 員 長	山 内 佳菜子
副 委 員 長	山 内 いとく
委 員	坂 口 博 美
委 員	野 崎 幸 士
委 員	齊 藤 了 介
委 員	井 本 英 雄

欠席委員(1人)

委 員	山 下 博 三
-----	---------

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

福祉保健部

福 祉 保 健 部 長	渡久山 武 志
福 祉 保 健 部 次 長 (福 祉 担 当)	津 田 君 彦
福 祉 保 健 部 次 長 (保健・医療担当)	市 成 典 文
こども政策局長	長 友 修 一
衛 生 技 監	椎 葉 茂 樹
部参事兼福祉保健課長	久 保 範 通
指導監査・援護課長	新 村 仁 志

医 療 政 策 課 長	徳 地 清 孝
国民健康保険課長	本 田 浩 樹
長 寿 介 護 課 長	島 田 浩 二
医療・介護連携推進室長	廣 池 修 次
部参事兼衛生管理課長	壹 岐 和 彦
健康増進課長補佐 (総 括)	黒 木 英 治
薬務感染症対策課長	吉 田 祐 典
こども政策課長	増 田 光 宏
こども家庭課長	奥 野 真 一

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	黒 田 真 紀
政策調査課主査	藤 原 諒 也

○山内委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程の前に、本日は山下委員が所用により欠席されとのことで届出がありましたので、御了承ください。

それでは、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

○渡久山福祉保健部長 本日、報告事項について2件ございますので、説明させていただきます

す。

常任委員会資料の 2 ページをお開きください。

本日は、その他報告事項として 2 件報告を申し上げます。

1 件目は、令和 5 年度児童相談所における児童虐待相談件数についてでございます。

2 件目は、令和 5 年度ヤングケアラーの実態に関する調査の実施状況についてでございます。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明を申し上げます。

なお、本日は健康増進課長が欠席でございます。代わりに、課長補佐の黒木英治が着席しております。また、障がい福祉課は課長、課長補佐ともに欠席でございますので、よろしく御了解願います。

○奥野こども家庭課長 常任委員会資料の 3 ページを御覧ください。

令和 5 年度児童相談所における児童相談虐待対応件数について御説明します。

まず、1 の児童虐待に関する相談対応件数であります。令和 5 年度の児童虐待の対応件数は、表の右の一番端にありますとおり 1,791 件で、前年度の 2,019 件に比べまして件数で 228 件、割合で 88.7% に減少しております。

その下に参考としまして全国の状況を記載しておりますが、令和 5 年度の件数はまだ公表されておられません。

4 ページを御覧ください。

2、虐待の経路別相談件数であります。

児童相談所への通告の経路につきましては、下段の左端にあります警察等からの通告が 933 件で全体の 52.1% と最も多く、次いで上段の右から 3 番目の近隣知人が 188 件と 10.5% を占め、続いて、下段の中ほどにあります市町村の福祉事務所が 187 件、保健センターが 2 件、その他 12 件

を合わせた市町村 201 件で、11.2% を占めております。

そのほか、下段右側の学校等のうち学校が 138 件、その他 4 件を合わせた 142 件が 7.9% となっております。

次に 5 ページを御覧ください。

3、虐待の相談種別であります。

多い順に申し上げますと、右端の心理的虐待が 1,057 件で 59% と最も多く、次いで身体的虐待が 408 件で 22.8%、保護の怠慢ないし拒否、いわゆるネグレクトが 289 件で 16.1%、性的虐待が 37 件で 2.1% の順となっております。

次に、4 の主な虐待者につきましては、実父が 817 件で 45.6%、実母が 790 件で 44.1% となっており、合わせて実父母が全体の約 90% を占めております。

6 ページを御覧ください。

被虐待児童の年齢構成であります。

大きく未就学児、それから小学生、中学生以上といった 3 つの区分で見ますと、表のゼロ歳から 3 歳未満、3 ～ 6 歳を合わせました未就学児が合計で 824 件、46% を占めておりまして、次いで 7 ～ 12 歳の小学生が 608 件の 33.9%、13 ～ 15 歳と 16 ～ 18 歳を合わせました中学生以上が 359 件で 20% となっております。

次に、6 の相談対応件数の現状分析につきましては、先ほど 3 ページの表でお示ししたとおり、令和 4 年度の 2,019 件をピークに高止まりの傾向にございます。

その理由としましては、児童虐待による痛ましい死亡事件に関するマスコミ報道が全国的に続いていることなどで県民の意識が高まっていることに加え、児童相談所への 24 時間の無料共通ダイヤル「189」の設置など、相談窓口・方法の周知が進んだことや、警察や学校などの関係

機関等による児童相談所への通告の徹底が図られていることによるものと考えております。

最後に7、今後の対応につきましては、このように多様化・複雑化します児童虐待や相談内容に適切に対応していくため、引き続き児童相談所の体制強化を進めるとともに、現在13市町村に設置されています全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行いますこども家庭センターについて、全市町村に設置を促すことで県全体の児童虐待防止体制の強化を図っていくこととしております。

続きまして、資料の7ページを御覧ください。

令和5年度ヤングケアラーの実態に関する調査の実施状況について御説明します。

初めに、資料に記載はございませんが、これまでのヤングケアラーに関する本県の調査状況について簡単に御説明します。

本県では、令和4年度に県内の小学校6年生、中学校2年生、高校2年生及び学校を対象に調査を行いました。その次に、今回御説明します介護等の支援機関等を対象に調査を行い、また、本年度は県民を対象として認知度等の調査を行うこととしております。

令和4年度の調査結果では、小学生、中学生ともに3.8%、高校生は3.2%が家庭内に世話をしている家族がいると回答し、このうち4～5割程度はほぼ毎日世話をしているとの回答がございました。令和5年度にこの結果を踏まえた調査を行ったところであります。

それでは、調査概要について御説明します。

1、調査概要ですが、本調査はヤングケアラーの実態を把握するために、(2)にありますような介護や障害福祉サービス等の支援を行う県内885の関係機関等を対象にアンケート調査を実施しまして、563件の回答がありました。

また、アンケートに基づき、補足的に個別ケースについてヒアリング調査を行いました。

8ページを御覧ください。

2、関係機関を対象としたヤングケアラー実態調査の結果ですが、(1) ヤングケアラーの概念の認識状況について聞いたものですが、全体の状況を一番上のグラフにまとめております。関係機関等の94.6%はヤングケアラーについて聞いたことがあり意味も知っているという回答がございました。

続きまして、9ページを御覧ください。

(2) は関係機関等が支援する中でのヤングケアラーと思われる子供の有無等について聞いたところ、全体の16.5%の機関でヤングケアラーがいる、またはいたとの回答がございました。

10ページを御覧ください。

(3) はヤングケアラーと思われる子供がいる、またはいたケースの件数となりますが、表の右端の一番上にありますとおり、該当するケースとしては176件という回答がございました。

なお、このケース件数というのは、人数ではなくてケースの件数、世帯の数として御理解いただければと思います。

続きまして、11ページを御覧ください。

(4) は、(2) の質問でヤングケアラーと思われる子供の有無が分からないと答えたところの理由ということで書いておりますけれども、家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しいというものが最も多く、そのほか、団体、各事業所等においてヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している、また、本来業務を優先するために、ヤングケアラーの把握が後回しになるとの回答がございました。

12ページを御覧ください。

(5) 各事業所で行われる会議等でヤングケアラーを含めた家族支援について議論する機会の頻度ですが、全くないという事業所が43.2%、月に1回程度が20.6%、半年に1回が13.4%などとなっております。

次に、13ページを御覧ください。

(6) ヤングケアラーの発見・支援でできると思われることとしまして聞いた結果ですが、ヤングケアラーや家族の相談に乗る、またはヤングケアラーや家族をほかの支援機関につなぐ、また、ヤングケアラーやその家族に助言するなどの割合が多くなっております。

(7) ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関につきましては、市町村、それから社会福祉協議会、民生・児童委員などの割合が多くなっております。

続きまして、14ページを御覧ください。

(8) ヤングケアラーの支援で妨げとなっている、またはなるだろうと思われることとしまして、子供自身が自身の状況を問題として認識していない、または家族や周囲の大人がヤングケアラーの認識がない、またヤングケアラーを支援する社会資源が分からないなどの割合が多くなっております。

(9) ヤングケアラーの支援で行政に期待することとしましては、支援制度の紹介や周知、支援機関向けの研修の開催、相談窓口の増設などとなっております。

それから、最後に15ページを御覧ください。

3、今後の対応ですが、今年6月の法改正により、国や地方公共団体が各種支援に努める対象としまして、若者の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子供・若者として、ヤングケアラーのことが明記されたところです。この法改正の対象法律は、子

ども・若者育成支援推進法です。

ヤングケアラーの背景には、高齢者や障がい者である家族の介護のほかに、貧困や独り親世帯など多岐にわたる問題が絡んでいると言われておりまして、今回の調査からも、福祉や介護、医療等の関係機関が連携した支援が重要であると考えられます。

このため、取組内容にありますとおり、ヤングケアラーの支援に関する研修の実施、子ども・若者総合相談センター「わかば」に配置しましたヤングケアラーコーディネーターの活用、また、令和6年度県民向けのヤングケアラーの実態調査などを実施するとともに、身近な大人がヤングケアラーと思われる子供を早期に発見し、適切な支援機関につなげていけるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

○山内委員長 執行部の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

○齊藤委員 まず、児童虐待のところで、昨年度約1,800件の相談件数は、最初単なる相談の絶対数なのかと思ったけれども、下を見ると、実際に相談を受けて、その内容をきちっと検証していった結果、間違いなく虐待と認定された数だという御説明だったんです。私が想像している以上に虐待の数が多いことにちょっと驚いています。原因はそれぞれ違うかもしれませんが、当局としては個々の虐待の背景をどのように分析されているのか教えてください。

○奥野こども家庭課長 虐待の背景としましては、複雑な家庭環境であつたりとか、育てる親の子供の育てにくさであつたりとか、お子さんの発達上の課題とかもあるかと思います。あと、学校での環境や友人関係とか、お子さんのいろんな環境にうまく支援、寄り添いができないというお母さん、お父さんの状況とか、そういつ

たものが複雑に絡んでいると思っております。

それと、虐待の種別を資料5ページに書いておりますけれども、先ほど御説明しましたが、身体的虐待、性的虐待、いわゆるネグレクト、心理的虐待とありますが、このうち心理的虐待が59%を占めております。これは、実際に直接子供さんに対して手を出したりとかというものではなくて、言葉であつたりとか、無視だつたりとかありますが、このうちのほとんどは——虐待の定義のところの一番下の右端に「児童の面前でのDV」という表現をしておりますけれども、DVに関して警察が扱ったものについては、現在の制度上、全て児童相談所に通告するようになっております。その関係でかなり数字が増えている実態もございます。

○齊藤委員 実際に個々のケースで具体的に相談を受けられて、児童相談所が「これは危険だ」というケースもあると思います。亡くなってしまうような最悪の事案にしないために、このケースだったらしばらく様子を見ていいだろうとか、これは明らかにすぐに子供と保護者を分けるべきだという判断において、手順的にどういうふうに下されていくのか教えてください。

○奥野こども家庭課長 まず、虐待を受けた児童に対しまして、いろいろな機関から通告がございます。その機関から状況をお伺いした上で、必要であれば世帯の情報とか、そういった周りの情報を確認いたします。その上で、話ができるようであれば児童本人に話をします。それから保護者の方と話をします。

虐待も内容によって違っており、すぐに親に聞けないようなものもございますので、そのときには一旦子供の話を聞く、もしくはけがをしていればけがの状態などを把握して、いわゆる一時保護——分離という言い方をしますが——

の必要性を児童相談所で判断いたします。まず身の安全、あと心身の状況などを確認して児童相談所長が判断して一時保護を行います。

当然、親への説明等が必要になりますので、親の同意、それから本人への説明等を十分行った上で行うんですが、同意が得られない、しかも緊急の場合には、児童相談所で緊急で一時保護をすることもあります。

○齊藤委員 実際、一時保護されている子供の数は、年間を通じて大体どれぐらいいらっしゃるんですか。

○奥野こども家庭課長 令和5年度の実績で申し上げますと、実人員で375名を一時保護しております。

○齊藤委員 これは一時保護ということで、保護できる期間とか、上限の人数とか、法的に決まりがあるんですか。

○奥野こども家庭課長 一時保護については、一時保護をする施設というのがございます。分かりやすいところだと各児童相談所になります。児童相談所の中に一時保護所というのがあり、定員は中央児童相談所が15名だったと思うんですけれども、それから都城と延岡の児童相談所が9名程度ずつ、まずそこですることができます。

あと、何らかの事情で児童相談所で保護できないということになれば、各児童福祉施設であつたりとか、乳児院を含む児童福祉施設であつたりとか、場合によっては里親などに委託という形をお願いして、一時保護をすることができます。

○齊藤委員 最後に、子供の生命の安全ということで一時保護などは必要だと思うんですけれども、一方で本来愛されるべき子供が親から愛情とは真逆の虐待という行為を受けることに対

して、その子供の内面の部分はケアが必要なのかなと思っているんですけども、そういった対応はどういうふうにされているんですか。

○奥野こども家庭課長 一時保護する上で、親元を離れて保護しますので、保護する児童は本当に非常につらい思いをします。その点については一時保護所に心理職の職員とかがおりますので、そういった職員が本人の気持ちを打ち明けられるように、まずしっかり関係をつくって、その上で話を聞いています。

それと、先ほど保護の期間の話がありました。通常の保護期間ですと短いにこしたことはないんですが、制度上は最大2か月までできるようになっております。

○山内副委員長 今の部分について、令和5年度は1,800人弱ということですが、これは一度指導や措置等を行った件数ということですけども、繰り返しずっと——例えば令和4年度、令和3年度と、前にもカウントされた方でやめられないようずっと継続しているものは、割合としてどれぐらいいるのか。1回指導されて、なくなればいいんでしょうけれども、そうではなくて、毎年新しい人がしているというのも問題だし、どれだけの再犯率というか、そういったものが分かれば教えてください。

○奥野こども家庭課長 御指摘のとおり、2,000件近くの虐待がここ数年起きているわけですが、このうち重複しているものは相当数はあるかと思えます。虐待は一旦落ち着いても、また繰り返すものがございますので、そういった意味では、同じ家庭に対して複数回の指導が数年間にわたって行われているものがございますが、そこまでは分析しておりませんので、細かいパーセントであったりとかというのは、今は手元にはございません。

○山内副委員長 繰り返しているものは分からないとして、1回目の指導の割合がどれぐらいとかが分かれば、その残りが繰り返したと思うので分かると思うんですけども、年間で新規でどれぐらい指導が入ったとかは分からないのでしょうか。

○奥野こども家庭課長 統計資料を細かく調べれば分かるんですけども、現時点でそこまで分析ができておりません。申し訳ございません。

○山内副委員長 分かりました。

○井本委員 恐らく親は教育だとほとんど言うと思うんです。教育か虐待かの差に客観性があるか、その辺は誰が判定しているんですか。

○奥野こども家庭課長 教育と称して体罰を振るうというのは、以前、結構あったように思います。体罰は虐待に当たるということについて、これまでも十分周知していますので、一般的には広まっているとは思うんです。実際にたたく行為をすることについては、子供の心身の発達を考えると、全くいい面はございませんので、それはよくないという考えの下に、発見された近くにいる方に通告をいただいた上で、最終的には児童相談所で指導することになります。児童相談所まで通告が上がってきたものについては、児童相談所で責任を持って判断して指導をいたします。

○井本委員 はっきりした判断基準を言っていないんだけど、なかなか難しいと思うんです。自分の息子やらが悪いことをすれば「お前駄目じゃないか」と子供に対して、がつんとやるのはあり得ることです。こつんとやったのを全部暴力行為だというのは、ちょっとやり過ぎだという感じもしますから、その辺は1人で判断しているのか、それとも何人かで判断しているのか、はっきりした判断基準はないのですか。

○奥野こども家庭課長 たたく力の強さであったり、そういうところでの御意見はあるのかもしれませんが、たたくという行為自体、児童虐待の防止という観点でいくと認められないことになります。

そういう通告があったものにつきましては、児童相談所で受理会議というのを行っております。緊急性のあるものについては臨時に行いますし、定期的に行っている受理会議の場で説明をして、児童相談所として判定をして対応しております。

○井本委員 紋切り型だなという感じがちょっとするけれども、しょうがないでしょう。

それと、死亡例があると書いてありますけれども、宮崎県ではどのくらい死亡者がいるんですか。

○奥野こども家庭課長 児童虐待による死亡事案としまして、直近ですと平成30年に、生まれたばかりの赤ちゃんが母から殺害されて、母親は懲役の実刑を受けたという事例がございます。6年前です。

○井本委員 全国的に乳幼児の死亡者の10%ぐらいが虐待によるものだという話を聞いたことはあるんですけども、宮崎県の場合はあまり高くないという認識でいいんですか。

○奥野こども家庭課長 割合として出しているものではないですし、今おっしゃられた10%という数字を私もよく理解できていないですけれども、実際の死亡事例としては、先ほど申し上げた事例が平成30年、それから遡っていきますと、平成25年にも、生後5か月のお子さんが餓死だったんですけれども、死亡した事例がございます。ですから、過去10年ぐらい見て、今2件程度でございます。

○井本委員 私の誤解かもしれないけれども、

全国の死亡事故はどのくらいですか。

○奥野こども家庭課長 国が統計を取っているもので、各自治体から国に報告があったものとしましては、全国で平均して50件程度の報告が上がっております。

○井本委員 分かりました。

○坂口委員 資料3ページで指導や措置等を行った件数が示してあるんですけども、具体的な深刻度といいますか、中身の指導の重さといえますか、大まかに分けてどんなものがありますか。

○奥野こども家庭課長 大ざっぱな言い方になるかもしれませんが、まず受理をして指導等を行うんですけども、簡単な指導で終わるものもございます。それは助言指導といえますけれども、そういった指導から、一時保護を経て子供さんを施設に入所させるもの、分離をして施設入所までさせるものもございます。

あとは、先ほどの助言指導は一旦そこで終わるんですけども、継続的に指導していくものまでございます。

○坂口委員 特に措置あたりの、割合と深刻さはどうなんでしょうか。

○奥野こども家庭課長 先ほどの内訳を申し上げます。1,795件ございまして、どのような処理をしたかと申しますと、施設に入所させたものが最終的に30件ございます。あと、面接指導では、助言指導と申し上げましたが、直接指導をしたりして、1回で終わる場合もありますし、複数回指導したこともあります。これは親に対する指導を行ったものが1,343件。面前DVとして警察から上がってきたもの、あと泣き声通告についても、市町村で対応することになっておりますので、そのまま市町村に409件を送致しております。その他、細かいものが13件ほどございま

す。

○坂口委員 それが一確に措置なり指導がされているとなると、改善というんでしょうか、そういったことが起こらなくなる割合が全体の中でどれぐらいありますか。

○奥野こども家庭課長 我々の指導で収まれば一番いいんですけども、先ほど御質問のあったところと重複しますが、一時期指導することによって落ち着くんです。けれども、時がたつと同じことが繰り返されたりするケースも複数ございまして、統計的なものを取っていないものですから数字としては申し上げられないんですが、そういった方は相当数の割合でいらっしゃると思います。

○坂口委員 かなりフォローが必要じゃないかと思うんです。起こる要因が一つに特定できない、様々なものが複合的に相まって最終的に起こる行動かなという気がするから、解決するということは頭に置かずに、ずっと何らかの対応なり、そこに注視してあげるというのが必要かなと思うんです。

それからもう一つ、資料3ページの相談件数、対応件数の全国と本県の比較で、平成27年の全国の件数はどんなふうになっていますか。

全国は平成28年からずっと横ばいです。本県はここでもっと増えているから、その違いが何だったのかなというのが知りたかったのと、全国の令和5年の未公表のところ、高止まり、やや落ち着きぎみの数字できているのか。

全国と本県と比較して何かが違うのか。特に平成28年度の違いが何だったかが知りたくて。分からなければそれでいいんですけども、100%完璧な数字が確認できるわけではないと思うんですが、経験的に、実際これぐらいは潜在しているものもあるんじゃないかという乖離とい

うか、その差は大体パーセントで、どれぐらいあると予測しておられるんですか。

○奥野こども家庭課長 まず、全国の状況ですけども、先ほどこの説明を省略しました。全国で平成28年度は約12万2,000件ございまして、令和4年度ですと約21万9,000件となっておりますので、数としては全国も相当伸びてきております。その上で、県も同様に伸びてきておりますので、全国と本県はある程度同じように伸びてきている状況と思います。

その要因は、全国の方々も含め虐待への認知度が高まったこともあると思います。それと、先ほど申し上げた警察の通告も全国的に行われていますので、そういったものでかなり伸びてきていると思います。

それと、令和5年度の数字については、恐らく秋ぐらいに公表されると思います。我々が出したものは国に出しています。その時点にならないと公表の数字は分からないと思います。

あと、潜在的なものにつきましては、私たちも正直把握のしようがないところではございますが、事件が起きてから分かったという場合もございますし、周りの市町村、もしくはいろんな支援される方が気にかけておいて、あそこは少し危険だということで情報をいただいて対応する場合もございます。潜在的なものは、なかなか私たちも把握が難しいです。

○山内委員長 平成27年度の数字は大丈夫ですか。

○坂口委員 それは結構ですけども、本県が平成29年度は対平成28年度で80%増ですよ。全国は、その前に18%増というのを見ると、平成27年度もこれに近いような数字が来ているのに、本県はなぜこんなに少なかったのか、平成28年度にばこんと12%も減少したのは、本県が全

国とどこに違いがどうあったのかというのを知りたかったんです。

○奥野こども家庭課長 平成27年度の数字ですけども、本県の虐待対応件数が715件となっております。全国が10万3,286件となっております。本県では715件から631件に少し減った状況があります。その翌年が1,136件と大幅に増えているんですが、先ほど申し上げました警察の面前DVを徹底した年になっていまして、その関係で急激に増えたということになります。国はそれよりも前にやっておりました。

○坂口委員 だからその違いが知りたかったんです。全国一緒に考え方が変わったただけでも。

○奥野こども家庭課長 本県の場合は周知徹底が図られたのが少し後だったので、本県の上がるタイミングがずれました。

○坂口委員 宮崎県の対応が1年遅れたから、そこが違いかなと思うんです。過ぎたことなのでしょうがないけれども、今後これに神経をしっかりと向けていただきたいと思います。

○井本委員 関連して、刑事事件として取り上げられたのはどのくらいあるんですか。

○奥野こども家庭課長 件数としては把握できておりませんが、実際に刑事事件として取り上げられたものはございます。特に先ほどの死亡事案などはそうです。

○井本委員 テレビなどで見るからね。

○奥野こども家庭課長 はい。そういったものはございます。

○井本委員 宮崎県の場合はどうですか。

○奥野こども家庭課長 宮崎県の場合、先ほど申し上げた2件の死亡事例は報道もされました。

○井本委員 刑事事件になったものはどうですか。

○奥野こども家庭課長 私たちもそこまでは件数としては把握ができておりません。

○井本委員 把握しないといけないね。

○奥野こども家庭課長 統計が取れていません。

○井本委員 分かりました。

○野崎委員 数字について、いろいろ質問があったんですけども、児童相談所の相談件数とか対応件数を見ると、児童相談所の人員配置や人材育成は大丈夫なのか、そのあたりはどうですか。

○奥野こども家庭課長 児童相談所における虐待対応が増えていますが、それに対して、本県でも児童相談所の体制は強化を図っております。

現時点で、各児童相談所には児童福祉司が67名、心理職員が33名、保健師も3名配置しており、この体制で従事しています。

体制としては、10年くらい前からしますと数は倍程度に増えてきております。

○野崎委員 1人が背負う仕事量とか、そういうものは今は改善されてきているというか、そんな感覚でいいんでしょうか。

○奥野こども家庭課長 おっしゃられるとおり、児童相談所の児童福祉司が抱えている件数も半数程度には減ってきておりますので、負担が軽減されるとともに、しっかりとした支援ができるように体制が整っていると考えております。

○野崎委員 児童相談所の異動の周期は、やっぱり3年なんですか。

○奥野こども家庭課長 同じ県職員として回っておりますので、基本的には3年サイクルです。

○野崎委員 一つの考えとして、行政職と福祉職を切り分けて、福祉独自のキャリアアップの仕組みをつくらないと、件数が増えて、いろんなパターンがあるという、福祉のスペシャリ

ストをつくっておかないといけないと思うんです。

あと、3年周期でいくと、相談を受けた、でも達成感がないままに異動されている方もいるかもしれない。そういった福祉の独自のキャリアアップの仕組み等々も何か考えていく。児童相談所にしっかりした人を配置するとか、そういった考えも重要じゃないかと思います。この数字がどんどん大きくなるし多様化するし。

警察と児童相談所の間で、警察からの相談は多いんですけども、多分警察に電話があると、「これは児童相談所だ」とすぐ児童相談所に警察が連絡するわけです。こういったときに、そこに専門的なキャリアを積んだ方がいらっしゃれば、警察もうまいこと対応できますし、そういった意味では何かその仕組みも考え直す必要があるんじゃないかと思いますが、部長どうでしょうか。

○渡久山福祉保健部長 福祉職という区分での職員の採用も行っておりまして、こういう児童相談所ですとか、あるいは本課のほうと行き来をしながら福祉について多角的な面から見ながら、研さんを積んでいく職員がおられます。この方々はお互いに研修をする機会等もございまして、若手の方や中堅の方に、年に何回か集まってもらい研修をしたりして研さんを深めておられます。

そういう福祉の分野に精通し、いろんな面から相談に乗ることのできる職員の育成は非常に大事であろうと思っておりますので、今後もそうした福祉職の採用については留意しながら、一方で、一般行政等の採用の方、一部は教職員の採用の方も関わっていただいております。そういう多様な視点を入れながら、児童相談所としての相談機能、対応、警察との調整などの対

応能力、そういったことも磨き上げながら組織力を高めていけるように、今後も留意していきたいと考えております。

○野崎委員 本当に皆さん方のキャリアアップが鍵だと思いますから、数字だけの判断ではなくて、受けるほうもしっかり人材育成とかを考えていただければと思います。

○坂口委員 ヤングケアラーの関係ですが、改正推進法で対応できるということで、かなり解決を迎えると思うんですけども、実際それぞれの家庭で、ヤングケアラーと判断できそうな行動を取っている子供たち——一つの家庭を回すという意味で歯車の一つとして構造的に組み込まれていて、この歯車を抜いたら、がたがたになって回らないというようなものがあると思うんです。でも、やっぱりいいことじゃない。

それからもう一つ、対処療法的に、歯車が欠損してしまったから、お前が来てここにはまれということでやりくろうという歯車があると思うんです。このヤングケアラーでいろんな負担なり、荷物をしょってる子供たちです。

その辺にきめ細かく、的確に対応できるような改正推進法になっているのかどうか、そこが分からないんですけども、そういったところまで具体的に踏み込めて、この子を使わなくても歯車はちゃんとあるぞというようなものに、そこまでなっているのか、どんな具合に今回の改正法を見ておられますか。

○奥野こども家庭課長 法律の中では、先ほど申し上げたような定義づけがされたということで、具体的な対応については、法律の中では示されておられません。

ただ、国から通知が出されておりました、ヤングケアラーの支援の仕方につきましては、まず県だけではなく、当然、介護をする団体の方、

市町村も含めて一緒に取り組むということで、ヤングケアラーをまず見つけるということです。探した上で、その方に対する支援をどうやっていくかをまたみんなで協議して決めていくということになっております。

そのやり方については、今、試行錯誤をしながらやっているんですけども、国が通知を出して、関係団体にも同じように各省庁から下りてきています。その通知の説明会が8月に行われる予定になっておりますので、そこを聞きながら、市町村ともしっかりと、あと事業者ともしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○坂口委員 まさしくこれからだと思うんです。まだ今は絵に描かれただけで、どこがどんなことになっていくのかは、これからの色づけだと思うんですけども、話も随分古くなるし、それが決して正しいことじゃない。好むべきことじゃないけれども、僕らの子供世代は歯車になるのは子供も何も当たり前だったんです。役割というのが決まっていて、お前は帰ったら馬の餌をちゃんとしろとか、あなたは帰ったらちゃんと炊事をしておきなさいと。それで営みというものが成り立っていたんですよ。今でもそうせざるを得ないところのヤングケアラーという定義づけられたものがあると思うんです。それを抜くからには、その営みを絶対壊さずにちゃんと持続できますというようなものが担保されないと、その子も苦しむことになると思うんです。

子供でありながら大人ですから、自分のうちがどうやって回っていくんだということ、「これは受け入れなきゃ、当たり前のことなんだ」というところまで理解できているというふうに思ったほうがいいです。だから、安心してその

歯車はおじちゃんに任せなさいとか、おばちゃんがやってあげるといようなものがないと、今回の改正法は単なる文章を理論的に書いただけで、じゃあ誰がどうやって実行するのかと、その子を犠牲にしないのかとか、家庭はそれで行き詰まらないのかというところは全く見えません。

だから、今後詰めていく中で、しっかりと具体的に運用に反映できるようにしておかないといけないと思うんです。さっき言ったように、一時的にその場をやりくる対処療法的な歯車の子だったら、なんとかぴしゃっとそこにはめて回していくことができるし、そして、その子たちを次にそういったものが連鎖していかないように、しっかりした能力を伸ばしてあげるというんでしょうか、立派に成長させてあげるといふことにつながるけれども、営みの中に組み込まれている子は、相当いろんなものを持っていて総合的に支援していかないと、改正推進法はなかなか絵に描いた餅だと僕は見ているんです。そこをぜひお願いしておきます。

○山内委員長 答弁は求められますか。

○坂口委員 頑張っていくという答弁しかないでしょうけれども、何かもしあったらお願いします。

○奥野こども家庭課長 しっかりやっていきます。

○井本委員 恐らく、結局のところ貧富の差とか、そういう大きな問題だろうと思うんです。対処療法的になると、何かなおざりになってしまいうんじゃないかという気がします。その辺を見過ごさないで、本来、問題がどこにあるのかをしっかりとつかまないといけないのではないのでしょうか。そう思います。

○山内委員長 御意見ということでよろしいで

すか。

○井本委員 はい。

○山内委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもって福祉保健部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時54分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時54分閉会

署 名

厚生常任委員会委員長 山 内 佳菜子

